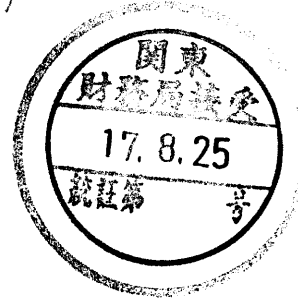


005GBB87

941068

株券等の大量保有の状況に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】 大量保有報告書
 【根拠条文】 法第27条の23第1項
 【提出先】 関東財務局長
 【氏名又は名称】 弁護士 熊木 明
 【住所又は本店所在地】 東京都港区六本木二丁目6番12号 泉ガーデンタワー21階
 スキャデン・アープス法律事務所
 【報告義務発生日】 平成17年6月30日
 【提出日】 平成17年8月25日
 【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1名
 【住所又
 【提出形態】 その他

第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社アサツー ディ・ケイ
会社コード	9747
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都中央区築地1-13-1

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（リミテッド・ライアビリティ・カンパニー）
氏名又は名称	サード・アベニュー・マネージメント・エルエルシー（Third Avenue Management LLC）
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 ニューヨーク州10017 ニューヨーク市 サードアベニュー622
旧氏名又は名称	(622 Third Avenue, New York, NY10017, United States of America)
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 61 年 8 月 29 日
代表者氏名	ジャームス・ホール
代表者役職	ジェネラル・カウンセル
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	弁護士 熊木 明
電話番号	03 (3568) 2043

(2)【保有目的】

純投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項 本文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券 (株)	—	—	2, 592, 000
新株引受権証書 (株)	A —	—	G —
新株予約権証券 (株)	B —	—	H —
新株予約権付社債券 (株)	C —	—	I —
対象有価証券バックラント	D —	—	J —
株券預託証券	—	—	—
株券関連預託証券	E —	—	K —
対象有価証券償還社債	F —	—	L —
合 計 (株)	M —	N —	O 2, 592, 000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数 (株)	P —		
保有株券等の数 (総数) (株) (M+N+O-P)	Q		2, 592, 000
保有潜在株式の数 (株) (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R —		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17 年 3 月 31 日現在)	S 51, 655, 400
上記提出者の株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	5. 02%

直前の報告書に記載された株券等 保有割合 (%)	
-----------------------------	--

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年 月 日	株 券 等 の 種 類	数 量	取得又は処分の別	単価
平成 17 年 5 月 23 日	株券 (普通株式)	15,600	取得	市場売買
平成 17 年 5 月 24 日	株券 (普通株式)	5,400	取得	市場売買
平成 17 年 5 月 25 日	株券 (普通株式)	3,900	取得	市場売買
平成 17 年 5 月 26 日	株券 (普通株式)	32,500	取得	市場売買
平成 17 年 5 月 27 日	株券 (普通株式)	4,400	取得	市場売買
平成 17 年 5 月 31 日	株券 (普通株式)	11,000	取得	市場売買
平成 17 年 6 月 1 日	株券 (普通株式)	11,900	取得	市場売買
平成 17 年 6 月 2 日	株券 (普通株式)	17,000	取得	市場売買
平成 17 年 6 月 3 日	株券 (普通株式)	20,100	取得	市場売買
平成 17 年 6 月 8 日	株券 (普通株式)	20,000	取得	市場売買
平成 17 年 6 月 9 日	株券 (普通株式)	30,200	取得	市場売買
平成 17 年 6 月 10 日	株券 (普通株式)	21,500	取得	市場売買
平成 17 年 6 月 13 日	株券 (普通株式)	2,000	取得	市場売買
平成 17 年 6 月 14 日	株券 (普通株式)	5,200	取得	市場売買
平成 17 年 6 月 15 日	株券 (普通株式)	8,000	取得	市場売買
平成 17 年 6 月 16 日	株券 (普通株式)	97,400	取得	市場売買
平成 17 年 6 月 17 日	株券 (普通株式)	100	取得	市場売買
平成 17 年 6 月 20 日	株券 (普通株式)	14,000	取得	市場売買
平成 17 年 6 月 21 日	株券 (普通株式)	21,700	取得	市場売買
平成 17 年 6 月 22 日	株券 (普通株式)	70,000	取得	市場売買
平成 17 年 6 月 23 日	株券 (普通株式)	13,100	取得	市場売買
平成 17 年 6 月 24 日	株券 (普通株式)	52,500	取得	市場売買
平成 17 年 6 月 27 日	株券 (普通株式)	109,700	取得	市場売買
平成 17 年 6 月 28 日	株券 (普通株式)	41,200	取得	市場売買
平成 17 年 6 月 29 日	株券 (普通株式)	109,400	取得	市場売買
平成 17 年 6 月 30 日	株券 (普通株式)	101,500	取得	市場売買

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

なし。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	—
----------------	---

借入金額計 (U) (千円)	—
その他金額計 (V) (千円)	8,242,560 千円
上記 (V) の内訳	すべて顧客 (投資家) の資金
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	8,242,560 千円

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						
2						
3						
4						
5						

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

Power of Attorney

ALL PEOPLE PRESENT NOTE that Third Avenue Management LLC, having its head office at 622 Third Avenue, New York, NY 10017 (the "*Company*"), does hereby make, constitute and appoint each of Messrs Mitsuhiro Kamiya and Akira Kumaki, attorneys-at-law, with their office at Skadden Law Office, Izumi Garden Tower 21F, 1-6-1, Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6021, its true and lawful attorney-in-fact, for it and in its name, place and stead, to do the following acts and things:

1. To prepare, execute and file such reports as provided under Title 2-3 of the Securities and Exchange Law of Japan (Law No. 25 of 1948, as amended) (*Shoken Torihikihou, Dai 2-Shou-no-3*) entitled "Disclosure of Circumstances Concerning Significant Holding of Shares, etc." (*"Kabuken-Tou no Tairyuu Hoyuu no Joukyou ni Kansuru Kaiji"*), in relation to its shareholding in Asatusu-DK Inc., and to supplement and/or amend said report;
2. To receive from the ministries and/or agencies of the Japanese Government any and all notice, orders, communications, verbal or written, or other documents addressed to it pertaining to the foregoing;
3. To prepare and file with the appropriate ministries and/or agencies of the Japanese Government any report, notices, communications or other documents required by or desirable under the laws to be filed in connection with the foregoing; and
4. To appoint and dismiss one or more sub-attorneys to act on behalf of the Company with respect to any or all of the powers granted in Paragraphs 1 through 4 hereof.

IN WITNESS WHEREOF, Third Avenue Management LLC, has caused this Power of Attorney to be signed in its name and on its behalf by the undersigned on August 19, 2005.

Third Avenue Management LLC

By: 

Name: James Hall

Title: General Counsel

(訳文)

委任状

本書面によって、アメリカ合衆国ニューヨーク州 10017 ニューヨーク市サードアベニュー622に本店を有するサード・アベニュー・マネージメント・エルエルシー（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番12号泉ガーデンタワー21階に所在するスキャデン・アープス法律事務所の弁護士神谷光弘及び弁護士熊木明を各々正当かつ適法な代理人と定め、下記の行為をなす権限を委任する。

1. 当社の株式会社アサツー ディ・ケイの株式の保有に関し、証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書を作成、提出、補足又は変更すること。
2. 日本国政府の省庁から書面又は口頭による前述の事項に関するあらゆる通知、命令、連絡又はその他の書面を受領すること。
3. 前述の事項に関し、法律に基づき提出することが要求され又は望ましいとされる報告書、通知書、連絡又はその他の書類を作成し、所管の日本国政府省庁に提出すること。
4. 第1項乃至第4項において付与される全ての権限に関して当社の代理人として、副代理人を選任又は解任すること。

上記を証するため、当社は本日平成17年8月14日、下記署名者をして本委任に署名せしめた。

サード・アベニュー・マネージメント・エルエルシー

(署名)

ジェームス・ホール
ジェネラル・カウンセル

以上正訳いたしました。

平成17年8月25日

スキャデン・アープス法律事務所

熊木 明

